

加盟団体代表者会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第5条に規定する加盟団体が、この法人と連携を密にし、円滑な事業運営が行えるよう必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、加盟団体代表者会議（以下「代表者会議」という。）を開催する。

(開催)

第3条 代表者会議は、原則としてこの法人の事業計画及び予算が承認された後に行い、次に掲げる事項について加盟団体に対して報告する。ただし、理事長が必要と認めるときは随時開催することができる。

- (1) この法人の事業計画及び予算
- (2) その他必要な事項

2 代表者会議は、原則として加盟団体の代表1名及びこの法人の業務執行理事以上が出席して行うものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は専務理事が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。